

せいかつほごほうだい じょう もと しゅうにゅう しんこく かくにん
生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）

チェック欄

- せいかつほごほうだい じょう もと じぶん せたい しゅうにゅう ふくしじむしょ
生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に
しんこく ぎむ
申告する義務があること。
- せいたいぬし はたら ねんれい もの せたい ばあい もの しゅうにゅう
世帯主だけではなく、働く年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入
ふくしじむしょ しんこく ぎむ こうこうせい みせいねん
についても福祉事務所に申告する義務があること。高校生などの未成年が
しゅうろう ふく え しゅうにゅう しんこく ぎむ
就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があること。
- ふじつ しんこく ばあい せいかつほごほうだい じょう もと え しゅうにゅう
不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、得た収入の
ぜんがく ちょうしゅう ふせい いし しんこく
全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告
も たびかさ ばあい ふじつ しんこく ふくしじむしょ はんだん ばあい
漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があるこ
と。
- せたいぜんたい しゅうにゅう へんどう ばあい ふくしじむしょ
そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に
しんこく
申告すること。

上記のことについて確認しました。

令和 年 月 日

木津川市福祉事務所長 宛て

住 所

世帯主 氏名

世帯員 氏名

世帯員 氏名

世帯員 氏名

世帯員 氏名

世帯員 氏名

さんこう　せいかつほ　ごほう
(参考) 生活保護法

だい　じょう　ひ　ほ　ご　し　や　しゅう　に　ゆう　し　し　ゆ　つ　た　せ　い　け　い　じ　よ　う　き　よ　う　へ　ん　ど　う　ま　た　き　ょ　じ　ゅ　う　ち
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地

も　　せ　たい　こ　う　せ　い　い　ど　う　ほ　ご　じ　っ　しき　か　ん　ま　た　ふ　く　し　じ　む　し　ょ　ち　よ　う
若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長に

む　ね　と　ど　で
その旨を届け出なければならない。

だい　じょう　ふ　じ　つ　し　ん　せ　い　た　ふ　せ　い　し　ゅ　だ　ん　ほ　ご　う　ま　た　た　に　ん　う　もの
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある

ほ　ご　ひ　し　べ　ん　と　ど　う　ふ　け　ん　ま　た　し　ち　よ　う　そ　ん　ち　よ　う　ひ　よ　う　が　く　ぜ　ん　ぶ　ま　た　い　ち　ぶ
ときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、そ

もの　ち　よ　う　し　ゅ　う　ち　よ　う　し　ゅ　う　が　く　ぶ　ん　じ　よ　う　え　が　く　い　か　き　ん　が　く
の者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を

ち　よ　う　し　ゅ　う
徴収することができる。